

宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）プロポーザル評価基準

【審査基準】

内 容
1. 実施法人の適正性
2. 従事する医療専門職の適正性
3. 実施内容に期待される効果

【採点表】 1 点刻みで採点

項 目	内 容	配点
事業所に関するもの	○応募の動機は適切であり、意欲は十分か。	1 0
	○地域づくり・高齢者に関する経験や知識は十分か。	1 0
	○本事業に対する趣旨を理解しているか。	1 0
医療専門職に関するもの	○医療専門職の職種の条件を満たしているか。	1 0
	○地域づくり・保健指導に関する経験や知識は十分か。	1 0
実施内容	○事業を実施するにあたり適切な時間が確保されているか。	2 0
	○事業内容が適切に実施できる体制がとれているか。	2 0
費用面	○提案された事業内容に即した見積額であるか。	1 0

【採否の考え方】

1. 審査委員個別点数の配点方法 審査基準・採点表の通り

2. 委員会における評価

- ①選考における提案の内容において合計点数が最高点の提案者を受託候補者とする。
- ②最低基準点は 250 点とし、最低基準点を満たさない提案者は選外とする。
- ③提案者が 1 者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受託候補者として特定する。
- ④評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い提案者を受託候補者として特定し、さらに見積書の金額も同額の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者を特定する。